

はじめに

大阪府教育委員会においては、平成 10 年 5 月の本審議会の「大阪府の教育の基本的な課題を踏まえたこれからの教育の在り方について（答申及び中間答申）」等を踏まえて策定された「教育改革プログラム」（計画期間は平成 11 年度から 20 年度まで）に基づき、学校改革や教育内容の改善など学校教育の再構築と、学校・家庭・地域社会の連携による総合的な教育力の再構築に向けた取組みが進められてきており、大阪の教育改革は大きく進んだ。

しかしながら、子どもの学ぶ意欲や体力の低下、社会性や規範意識の希薄化、深刻化するいじめや中退、不登校等の課題、様々な支援を要する子どもの増加、家庭・地域における教育力の低下など、教育をめぐる状況には依然として多くの課題がある。

この間、国においては、平成 18 年 12 月に教育基本法が改正されたほか、中央教育審議会からは平成 17 年 10 月に「新しい時代の義務教育を創造する」、平成 19 年 3 月には「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」の答申が出され、それらを踏まえた様々な制度改正が行われてきた。また、平成 20 年 3 月には小学校・中学校の新学習指導要領が告示されたところである。

先般、府教育委員会から本審議会に対して、「これからの大阪の教育がめざす方向について」の諮問がなされた。本審議会としては、「教育改革プログラム」の計画期間が残りわずかになったことを踏まえ、これまでの取組みの成果を検証するとともに、残された課題や新たに生起した課題に対応するため、未来を担う大阪の子どもたちの「学び」と「はぐくみ」を支援していくという観点から、学校及び府教育センターの視察も行いつつ、（ ）回（注：今回は 10 回目）の審議を重ねた。

本答申では、今後 10 年間を見通した「大阪の教育がめざす方向」を示すとともに、6 つの重点事項について取り組むべき内容を明らかにした。

本答申を踏まえ、府教育委員会において速やかに新たな「大阪の教育ビジョン」（仮称）策定を進められ、「大阪の教育力」をさらに高められることを期待する。

第 I 章 大阪の教育をめぐる状況

「教育改革プログラム」策定（平成 11 年度）以降の大阪の教育をめぐる状況について、各種データに基づき検証する。

1 子どもの数や学校の状況

(1)人口

- ・日本の人口は、平成 16 年をピークに減少（平成 17 年度：約 1 億 3 千万人）。15 歳未満の人口は、昭和 50 年代から減少を続ける（平成 17 年度：約 1,752 万人）。
- ・大阪府の人口は、高度経済成長期（S30～40 年代）に急増（平成 17 年度：約 882 万人）。平成 17 年度から 22 年度にピークを迎えると予測。15 歳未満の人口は、昭和 50 年代から減少を続ける（平成 17 年度：約 122 万人）。

(2)児童・生徒数

- ・全国のすべての小・中学校、高校の児童・生徒数は、ピークの昭和 60 年度以降、減少の一途（平成 19 年度：約 1,400 万人）。
- ・大阪府のすべての小・中学校、高校の児童・生徒数は、ピークの昭和 57 年度以降減少が続いていたが、平成 15 年度頃から横ばい（平成 19 年度：約 96 万人）。小学生だけを見ると、平成 13 年度以降、微増の傾向（平成 19 年度：約 50 万人）。
- ・大阪府の公立中学校卒業生数は、昭和 62 年をピークに急減し、平成 11 年度以降も減少が続いていたが、平成 17 年頃から横ばい（平成 18 年度：約 7 万人）。

(3)学校数

- ・全国のすべての小・中学校、高校の学校数は、昭和 30 年以降減少傾向にあり、増加に転じた時期もあるが、昭和 60 年頃からは漸減の傾向が続く（平成 19 年度：約 3 万 9 千校）。
- ・大阪府のすべての小・中学校、高校の学校数は、児童・生徒の急増期である昭和 40～50 年代後半にかけて急増。その後、横ばい傾向が続いており、平成 11 年度以降もその傾向が続く（平成 19 年度：約 1,900 校）。
- ・大阪府の公立小・中学校の平成 11 年度から平成 18 年度までの廃校数は 28 校。

(4)学校規模

- ・大阪府の公立小学校 1 校あたりの児童数、学級数は減少傾向にあったが、平成 13 年度より若干増加の傾向。11 学級以下（1 学年あたり 2 学級未満）の学校数

は、平成 11 年度以降も増加の傾向にあったが、平成 14 年度以降、減少傾向。平成 18 年度では 16%（平成 11 年度：17%）。

- ・大阪府の公立中学校 1 校あたりの生徒数、学級数は減少傾向にあったが、平成 16 年度頃からは横ばい。11 学級以下（1 学年あたり 4 学級未満）の学校数は、平成 11 年度以降も増加の傾向にあったが、近年は横ばい。平成 18 年度では 26%（平成 11 年度：17%）。
- ・大阪府の公立高校についても小規模化が進んでおり、平成 9 年度以降、31 学級以上（1 学年 10 学級超）の大規模校がなくなり、平成 17 年度以降はすべての学校が 24 学級以下（1 学年 8 学級以下）。そのうち、約 7 割は 21 学級以下（1 学年 7 学級以下）。

(5) 学級規模

- ・全国の公立小・中学校 1 学級あたりの児童・生徒数は、平成 11 年度以降では、学級編制基準（1 学級 40 名）に変更はないが、減少傾向が続く（平成 19 年度：小学校 25.6 人、中学校 29.8 人）。
- ・大阪府の公立小・中学校 1 学級あたりの児童・生徒数も同様の傾向が続く。府では、平成 16 年度以降、段階的に小学校 1・2 年生に 35 人学級編制を導入しているが、1 学級あたりの児童・生徒数は全国の中では多い（平成 19 年度：小学校 27.5 人、中学校 31.5 人）。ただし、児童・生徒数が多い大都市府県の中では少ない。

(6) 教員数及び教員 1 人あたりの児童・生徒数

- ・全国の国公立小・中学校の教員数は、児童・生徒数の急増期に増加し、その後、減少傾向にあったが、小学校では、平成 13 年頃から増加傾向（平成 18 年度：小学校約 42 万人、中学校約 25 万人）。
- ・大阪府の国公立小・中学校の教員数も全国と同様の傾向（平成 18 年度：小学校約 2 万 6 千人、中学校約 1 万 5 千人）。
- ・全国の公立小・中学校の教員 1 人あたりの児童・生徒数は、児童・生徒数の増減にかかわらず、減少傾向が続く（平成 16 年度：小学校 18.4 人、中学校 15.1 人）。
- ・大阪府の公立小・中学校の教員 1 人あたりの児童・生徒数は横ばいの傾向（平成 18 年度：小学校 22.3 人、中学校 17.5 人）。全国的に見ると、都市部が多い傾向にある。

(7) 府立支援学校等における児童・生徒数等

- ・府立の支援学校における知的障がいのある児童・生徒数は、平成10年度から19年度の間概ね1.4倍（平成19年度：約3,200人）。
- ・府内の公立小・中学校における支援学級の児童・生徒数についても概ね1.7倍（平成19年度：約12,000人）。
- ・府内の国公立の支援学校の教員数は、平成元年以降、毎年2%程度の増加（平成18年度：約3,700人）。

2 子どもの状況

(1) 自尊感情や規範意識

- ・大阪府の「小・中・高校生の意識と行動アンケート調査」によると、平成 12 年度から平成 17 年度の 5 年間で、自尊感情を持っている者の割合は 20 ポイント以上、夢を持っている者の割合は 10 ポイント程度低下。
- ・大阪府の平成 17 年度の「豊かな体験活動（命の大切さ）に関するアンケート調査」によると、大阪府の子どもは、小学校から高校にかけ、学年が進むにつれて「学校のきまり」や「社会のルール」を守らないといけないと「思う」と回答している割合は低下。
- ・全国の状況との比較では、平成 19 年度の「全国学力・学習状況調査」によると、大阪の中学生は全国に比べて自尊感情や進取の精神、規範意識、他の人とのかかわりなどについて肯定的な回答の割合が全国に比べて低い。

(2) 生活の様子

- ・大阪府の調査では、就寝が 10 時以降の小学校低学年の割合は、20 年前と比べて倍増しているが、小学校の各学年とも、近年はほぼ横ばい。
- ・ゲーム・パソコンを 1 日 1 時間以上する小学生の割合が、平成 15 年度以降、各学年とも急増。
- ・テレビの視聴時間は、平成 15 年度と 18 年度を比べると、小学生（6 年生）・中学生（3 年生）ともに減少傾向。
- ・全国との比較では、平成 19 年度の「全国学力・学習状況調査」によると、大阪の子どもたち（小学校 6 年生、中学校 3 年生）は、全国と比べて起床時刻が遅く、就寝時刻も遅い。また、毎朝、朝食を食べている割合も低い。

【全国の状況】

- ・平成 17 年度の文部科学省の「義務教育に関する意識調査」によると、親と一緒に朝食をとる子どもは半数以下。
- ・厚生労働省「児童環境調査」及び「全国家庭児童調査」によると、家族そろって夕食をとる頻度は年々減少。
- ・平成 19 年度の内閣府の「第 5 回情報化社会と青少年に関する意識調査」によると、パソコンは小学生の頃から高い割合で使用（約 80%）。携帯電話等の使用は小学生で約 27%、中学生で約 56%、高校生で約 96%。自分用の携帯電話等を持っている割合は、小学生から中学生、中学生から高校生でそれぞれ倍増している（小 6 : 22%、中 2 : 53%。高 2 : 95%）。

(3) 家庭での学習状況

- ・大阪府の「学力実態調査」によると、平成 15 年度と 18 年度を比べると、小学生（6 年生）・中学生（3 年生）ともに、ほとんど学習しない児童生徒が増加。
- ・文部科学省の「学校図書館の現状に関する調査」等によると、府内の公立の小・中学校の一斉読書（朝読書）の取組みの割合は年々増加傾向にあるが、全国と比べると低い。

【全国の状況】

- ・平成 13 年、15 年度の文部科学省の「小・中学校教育課程実施状況調査」によると、家庭での勉強の内容は宿題や試験勉強の割合が高く、予習・復習や興味があることについて自分で調べたり確かめたりする割合は低い。

(4) 進路の選択

- ・大阪府の中学校卒業者の高校等への進学率は昭和 30 年代から 40 年代に急上昇したが、平成 11 年度以降はほぼ横ばいで、90 数%で推移。就職率はここ数年 1%台で推移。
- ・大阪府の中学校の公立と私立の生徒の在籍比率は概ね 9 : 1。高校は 6 : 4。
- ・高校卒業者の就職率と進学率は、昭和 60 年頃に逆転して以降、就職率は年々減少。逆に、進学率は平成 17 年度以降、5 割を上回る（平成 18 年度：進学率 54%、就職率 18%）。
- ・府立支援学校の高等部を卒業した知的障がいのある生徒の就職状況は、平成 11 年度以降低下傾向にあったが、ここ数年回復傾向。ただし、就職率は全国と比較して約 10 ポイント低い（平成 18 年度：14.8%）。

3 家庭・地域の状況

(1) 家庭の状況

- ・平成 16 年度の「大阪府次世代育成支援に関する市町村ニーズ調査」によると、子育てに不安や負担を感じる人の割合が約半数。
- ・大阪府の「学力実態調査」によると、平成 15 年度と平成 18 年度を比較すると、親の子育ての様子、すなわち子どもへの関わりは減少傾向。

【全国の状況】

平成 13 年度の文部科学省の「家庭の教育力再生に関する調査研究」によると、約 7 割の親が家庭の教育力が低下していることを実感。

(2) 地域の状況

- ・大阪府の「学力実態調査」によると、平成 15 年度と平成 18 年度を比較すると、保護者の「地域活動」への参加状況が大きく増加（小学校 6 年生：11.5 ポイント、中学校 3 年生：6.9 ポイント）
- ・全国との比較では、平成 19 年度の「全国学力・学習状況調査」によると、PTA や地域の人々の学校の諸活動に対するボランティアとしての参画状況は、小・中学校ともに全国を下回る。

【全国の状況】

- ・平成 18 年の文部科学省の「地域の教育力に関する実態調査」によると、地域の教育力が自身の子ども時代と比較して、「以前に比べて低下している」と感じる保護者は過半数。
- ・内閣府の「社会意識に関する世論調査」によると近所付き合いの状況は、大都市と町村を比較すると、町村において「よく付き合う」とする割合が、大都市の 2 倍以上。

4 府民意識

- ・平成 15 年度に実施された「府政に関する世論調査」における、府民が考える学校教育の課題のトップは「社会の基本的なルールやマナーや善悪の判断等の教育が不十分である」こと。
- ・同調査で府民が今後の大阪の教育において重要と考えるもののうち、6 割の人が「社会の基本的なルールや善悪の判断を教えること」を挙げている。

第Ⅱ章 これまでの教育改革への取り組み

大阪府では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などのいじめ、不登校に対する取り組みや、新たな職の設置による学校運営の改善等、様々な教育改革や国に先駆けた教育の取り組みが進められ、成果を上げてきた。

一方で、残された課題や新たに生じた課題もある。

これまでの取り組みの成果と課題について示す。

1 これまで大阪の教育が大切にしてきたこと

○「多様性」と「地域性」

- ・公教育に求められているのは、家庭状況など子どもたちが置かれている状況や子どもたちの個性にかかわらず、すべての子どもたちの「学び」と「はぐくみ」を支援し、それぞれの力を伸ばすことである。
- ・競争原理に基づき「学校選択制」を導入することで、教育の質的向上をめざすという考え方があるが、大阪では、学校現場には競争原理だけではなく、子どもの教育の機会均等を図るといった観点大切にされてきた。その観点に立って、ここ大阪では「多様性」と「地域性」をキーワードに、すべての子どもを大切にする取り組みが進められるとともに、地域で生きる子どもたちを、地域の学校で、地域の教育力を活用しながらはぐくむ取り組みが進められてきた。
- ・義務教育においては、昭和 20 年代後半の「長期欠席・不就学」の課題を克服する取り組み以降、「子ども一人ひとりを大切にする」ことを基本に、それぞれの子どもの課題や生活背景を受け止めながら、様々な教育実践が進められてきた。
- ・その理念は現在にも引き継がれ、今日的な課題であるいじめや不登校等に対しても、子どもの状況に応じたきめ細やかな指導・支援が行われている。
- ・高校教育においても、生徒の多様なニーズに応え、特色づくりが進められてきた。また、中途退学等の教育課題に対しても、生徒の課題や生活背景を踏まえた指導が行われてきた。
- ・支援教育では、障がいのある子どもたちが、障がいのない子どもたちと、地域の学校で「ともに学び、ともに育つ」取り組みが推進されてきた。加えて、知的障がいのある生徒の高校受け入れの取り組みなど、子どもが互いの違いを認め合いながらともに成長することをめざした実践が進められてきた。
- ・「教育改革プログラム」の計画期間である平成 11 年度以降においても、「多様性」と「地域性」をキーワードにした教育改革が進められている。

2 これまでの取組み・現状・課題

(1) 義務教育をめぐる状況

ア 義務教育活性化の状況

- ・「義務教育活性化推進方策」（計画期間は平成 15 年度から 20 年度まで）に基づき、確かな学力の向上・生徒指導の充実・学校運営の改善を総合的に取り組んできたところ。
- ・学力向上については、大阪府では平成 15 年度、平成 18 年度に「学力等実態調査」を実施し、その調査結果の分析に基づいて、学力向上方策に努めてきた。
- ・生徒指導については小・中学校の相談体制等の子ども支援機能を充実してきた。
- ・学校運営については「学校教育自己診断」を全校で実施し「学校協議会」を約 9 割の学校で設置するなどの学校運営の改善に努めてきた。

地域に根ざした「信頼される学校」づくりに向けて、教職員が課題と目標を共有し、保護者や地域とも連携した上で教育活動に取り組み、その効果を検証しながら、さらなる改善につなげることが課題。

イ 学力の状況

- ・平成 15 年度の府の「学力等実態調査」の結果を受け、「知識を活用する問題」や「発展的な問題」に課題があることに対し、授業における指導方法の工夫改善や児童・生徒の家庭学習の充実のために自学自習力の育成に取り組んできた。
- ・平成 19 年度に実施された「全国学力・学習状況調査」等では、全国に比して正答率が低いこと、無回答率が高いこと等の課題が明らかになった。
- ・その要因としては、授業の進め方、家庭学習や生活習慣等が考えられる。

明らかになった課題とその要因を踏まえ、「確かな学力」をはぐくむ授業改善や自学自習力の育成、児童・生徒の学習意欲を高めることが課題。

ウ 生徒指導の取組みと子ども支援

- ・いじめについては、1,000 人あたりの認知件数は全国的に低い水準にあるものの、認知件数そのものは増加。
- ・暴力行為等の問題行動については、増加傾向にあり、不登校については、減少傾向にあるものの、1,000 人あたりの件数や児童・生徒数は依然として全国的には高い水準で推移。
- ・これらの課題については、校内生徒指導体制の充実、小・中学校連携による校種間の段差解消、専門家による心のケアをはじめとする外部人材の活用やチー

ム支援等、総合的な取組みが推進されているところであるが、状況は未だ改善されていない。

- ・また、インターネット及び携帯電話による悪質な誹謗中傷に対する生徒指導など、新たな問題が生じている。

依然として増加もしくは高い水準で推移している児童・生徒のいじめや不登校、暴力行為等に対して、組織的に対応する機能の一層の充実が課題。
新たに生起しているインターネットや携帯電話に係る問題への的確な対応も課題。

エ 学校・家庭・地域との連携

- ・教育コミュニティづくりの推進組織である「地域教育協議会(すこやかネット)」が大阪市を除く全中学校区に設置され、その活動の推進役となる地域コーディネーターが養成されてきた。
- ・その結果、学校・家庭・地域の協働の基盤ができ、子どもの地域活動や体験的な活動への参加が増えるなどの効果が上がっている。

活動内容の多様化や、次代を担う人材の育成等が課題。

オ 進路指導の取組み

- ・児童・生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、小学校における社会体験活動や中学校の職場体験学習などの取組みが進められてきた。

早い段階からの長期的な視点に立った、一人ひとりの豊かな職業観、勤労観を育てる取組みのさらなる工夫・改善を図ることが課題。

(2) 高校教育をめぐる状況

ア 「特色づくり・再編整備計画」による特色づくりの状況

- ・「教育改革プログラム」に基づき、「特色づくり・再編整備計画」を実施。
- ・計画後は、普通科高校 84 校、普通科総合選択制高校 19 校、普通科単位制高校 4 校、総合学科 10 校（中高一貫校含む）、専門高校 15 校、クリエイティブスクール 6 校、夜間定時制高校 15 校、通信制高校 1 校、及び中高一貫校が 1 校。
- ・「特色づくり・再編整備計画」の実施により、中学生の高校進学の見学選択肢が拡大されるとともに、目的意識をもって入学し、「この学校で学んでよかった」と感じる生徒が増えるなど、高校の活性化や教育力の向上をもたらした。
- ・専門学科や総合学科等においては特色ある教育課程が編成され、その設置理念の実現に向けた教育活動が展開されているところ。

生徒の一部には、結果として自分の個性や学びのスタイルと学校の選択がミスマッチを起こしていたり、学ぶことに主体的に取り組めていない状況があることが課題。

今後、改革の進捗状況を点検・評価し、その成果を発信することで府立高校全体の活性化や教育力の向上につなげていくことが課題。

イ 普通科高校における特色づくり

- ・普通科高校においても特色づくりが進展。
- ・専門コースや多様な選択科目を設けることにより、生徒の興味・関心や進路希望等に対応。
- ・普通科高校を中心に、特色づくりを一層進めるため、「次代をリードする人材育成研究開発重点校（エル・ハイスクール）」「経営革新プロジェクト事業」「総合活性化事業（アクティブ・ハイスクール）」等の事業を展開、組織的で計画的な教育実践に取り組んでいる。

これらの事業で得られた成果を一部の高校にとどめることなく、すべての普通科高校に広げるため、特色づくりの支援方策をさらに充実させることが課題。

ウ 中高一貫教育

- ・平成 16 年度に、能勢地域連携型中高一貫教育が開始。
- ・小・中・高 12 年間を通じた一貫教育の取組みが進められており、部活動加入率

が上昇するとともに、進路未決定者の割合や中退率が低下するなどの成果が報告されている。

今後、草創期の活力を維持し、教育内容をさらに充実させ、取組みを府域全体へ発信していくことが課題。

エ 生徒の状況

- ・中途退学については、平成9年度以降減少していたが、近年上昇傾向に転じ、平成18年度の全日制の府立高校全体の中退率は2.8%で、全国で最も高い。
- ・普通科高校については、中途退学が一部の学校に集中しており、入学後1年間の間にかなりの人数の生徒が中途退学しているという厳しい現実がある。
- ・進路状況については、全体としては、普通科高校では進学者の割合が高く、工業、農業などの実業系の専門学科では就職者の割合が高い。
- ・普通科高校については、学校によって多様な実態がある。

それぞれの学校で、生徒の進路希望や実態に応じた教育課程や指導方法をさらに工夫・改善していくことが課題。

オ 学校規模

- ・普通科は1学年8学級、特色のある学校については6～7学級、多部制単位制はⅠ・Ⅱ部をあわせて最大8学級、工科高校は8学級、国際・科学高校は7学級を基準として再編整備が進められてきた。
- ・その結果、実施前に予測された小規模化が抑えられ、適正な学校規模が保たれてきた。

学校によっては、機動的な生徒指導ができるよう、学級数が少ない方がよい場合や、学級数を多くしてスケールメリットを活かした指導が効果的な場合もあるとの現場の声があり、それらを踏まえた対応が課題。

カ 入学者選抜制度

- ・受験機会の複数化、選抜方法の多様化・評価尺度の多元化の観点から改善が進められてきた。
- ・平成15年度からは、前期入学者選抜（2月）と後期入学者選抜（3月）の枠組みで実施。平成19年度には、全日制の課程の募集人員のうち、前期で募集する

人員の比率が約 37%まで増加。

- ・また、平成 19 年度には、それまでの 9 学区から 4 学区へと通学区域が改正され、旧学区間での中学校卒業生数に対する普通科高校数の不均衡が是正された。

「制度の多様化に中学校での進路指導が追いつけない。」「前期入学者選抜が増え、中学校での学習活動に影響が出ている。」などの現場の声があり、中学校における教育活動への影響等を踏まえた選抜制度の検討が課題。

(3) 支援教育をめぐる状況

ア 支援教育の位置づけ

- ・近年、ノーマライゼーションの理念の浸透や、障がいの重度・重複化など、障がいのある子どもの教育を取り巻く状況は大きく変化し、幼児・児童・生徒や保護者の意識、教育的ニーズも多様化。
- ・平成 18 年 6 月に学校教育法が改正され、支援教育が法的に位置づけられた。
- ・支援教育は、すべての学校で推進され、「共生社会」の基礎となるべきもの。

障がいのある幼児・児童・生徒が自立した生活を送り、他者と関わりながら自分の生き方を自分で選択できるよう、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援の一層の充実が課題。

イ 支援学校の教育環境の充実

- ・「ともに学び、ともに育つ」ことを基本に、障がいのない幼児・児童・生徒や地域の人々との交流を進めるとともに、一人ひとりの障がいの状況等に応じた教育が推進されてきた。
- ・知的障がい支援学校の教育環境に関しては、効果的な学習指導や円滑な学校運営に配慮し、児童・生徒数 150～200 人程度の規模で学校を整備していくことが妥当であると示した平成 4 年の本審議会の答申を踏まえ、府教育委員会はこれまで、新たな支援学校を開校してきた。また、准校長、首席の配置や教頭の複数化などソフト面での充実に努めてきた。
- ・しかし、現在においても、知的障がいのある児童・生徒数は増加しており、150～200 人程度の規模を大きく上回っている学校がある。
- ・学校の大規模化に伴い、教室不足による学習指導上の課題や、教員数の増による管理上の課題への対応など、教育環境の充実が急務。
- ・通学バスの運行についても、現在、乗車時間の目標を 60 分以内としているにもかかわらず、バス通学をしている児童・生徒の約 1 割が 60 分を上回る乗車時間となっている。

今後は、児童・生徒数の将来推計を踏まえながら、支援学校の教育環境の充実に取り組むことが課題。

- ・高等部の生徒の就労支援については、就職率が全国平均に比べ 10 ポイント程度下回る状況で推移していることを受けて、これまで、職業コースを設置したり、府立たまがわ高等支援学校を開校する等の施策が進められてきた。

今後、知的障がいのある生徒の就労を通じた社会的自立に向けた方策をさらに推進することが課題。

ウ 知的障がいのある生徒の高校における学習機会のさらなる充実

- ・知的障がいのある生徒が高校で学ぶ施策として、全国に先駆けて、平成 18 年度から自立支援推進校、共生推進モデル校を制度化し、知的障がいのある生徒の高校における学習機会の充実が図られてきた。
- ・知的障がい生徒自立支援コースについては、生徒や保護者のニーズが高く、この制度は後期中等教育における進路選択肢の充実の観点からも意義がある。

知的障がいのある生徒の高校における学習機会のさらなる充実と進路選択の多様化が課題。

エ 義務教育における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- ・府内公立小・中学校においては、全国平均と比べ支援学級設置率が高く、在籍児童・生徒が増加するとともに、障がいの重度・重複化、多様化が進んでいる。
- ・医療的ケアを要する児童・生徒に対する看護師の配置や、重度・重複障がいのある児童・生徒が在籍する支援学級への非常勤講師の配置などに取り組みされているところである。

今後とも、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に向けた取組みの充実や、教育環境の整備が課題。

オ 将来の自立を見すえた教育の充実

- ・幼児・児童・生徒の障がいが重度・重複化、多様化してきており、教育的ニーズの個別化も顕著になってきている。
- ・個別の教育支援計画の策定・活用状況は、支援学校では 100%であるものの、小・中学校では 30%台にとどまっている。
- ・近年、小・中学校や高校等から支援学校に対して、障がいのある幼児・児童・生徒に対する理解や指導内容・指導方法等についての教育相談件数が増加。

今後、小・中学校、高校等と支援学校との連携を一層進め、幼児期から学校卒業後までを見通した支援を計画的に進めていくことが課題。

また、支援学校がこれまで蓄積してきた専門性を活かし、小・中学校や高校等からの要請に的確に応えていくことが課題。

(4) 教員をめぐる状況

ア 教員の年齢構成の不均衡

- ・府内公立小学校の教員は、今後 10 年間で教員のおよそ半数が退職。10 年後の教員の年齢構成を推計すると、現在 40 歳以上と 39 歳以下の比率が 6 : 4 であるものが、10 年後には 3 : 7 と大きく変化。中学校、高校、支援学校についても同様の傾向。

経験の少ない教員が大量に増加することから、学校だけでなく、府教育委員会、市町村教育委員会における教員の育成が課題。

- ・校長、教頭といった管理職については、今後、その候補者の数が大きく減少。

今後、管理職候補者が大きく減少するため、ミドルリーダーを育成する研修などの充実を含め、管理職として将来を担う人材の養成が課題。

イ 教員の大量採用

- ・教員の採用数は、平成 14 年度以降、小学校を中心に大幅に増加しており、特に小学校においては、募集人数に対する受験者数は平成 18 年度採用以降、3 倍を下回っている。
- ・府においては、平成 15 年度採用以降、社会人や現職教諭を対象とした選考が導入され、平成 20 年度採用においても、常勤講師経験者等の特別選考が新設されたところ。
- ・平成 20 年度には、小中学校の教員を志す学生を対象としたセミナーを実施。
- ・一方で、採用後 1 年以内に退職する教員が、近年、増加傾向。

より優秀な教員を確保するため、教員採用方法のさらなる工夫が課題。

ウ 教員の資質向上

- ・授業力は、教員に求められる資質・能力の中でも最も基幹的な力。
- ・府教育センターにおいて、これまでの教職員研修に加え、平成 19 年 4 月に「カリキュラム NAVi プラザ」が開設されるなど、授業力向上に向けた一層の支援が行われているところ。
- ・府内小・中学校では 9 割以上の学校で授業評価を実施しているが、高校では 7 割程度にとどまっている。

教員に求められる資質・能力のうち最も基幹的な力である授業力の向上に向け、府教育センターにおける研修や、学校での授業評価等、組織的な授業力向上方策の一層の充実が課題。

- ・様々な職場を経験することは、教員のキャリアアップを図る上で有益であるので、これまでも、人事異動を通じた積極的な取組みが推進されてきた。

教員のキャリアアップに向けた、多様な職場間の人事異動が課題。

エ 指導が不適切な教員への対応

- ・府教育委員会においては、平成 13 年 7 月に「教員の資質に関する諮問委員会」を設置するなど、取組みが進められてきたところ。
- ・教育公務員特例法の改正（平成 20 年 4 月施行）により、国において制度として人事管理が厳格化された。

国の動きを踏まえた新たな人事管理システムを公正かつ適正に運用していくための体制整備が課題。

オ 「がんばっている」教員の応援

- ・平成 14 年度から評価・育成システムが試験的に実施され、その後、制度の改善が図られながら、平成 16 年度から本格実施されている。
- ・さらに平成 19 年度からは、本システムによる前年度の評価結果を昇給、勤勉手当に反映。

教職員のさらなる育成に向けた、評価・育成システムの積極的な活用が課題。

(5) 組織としての学校をめぐる状況

ア 信頼され、地域を結ぶ学校づくり

- ・府教育委員会では、学校運営の改善に活用するため、「学校教育自己診断」と「学校協議会」を関連させて学校評価が進められてきた。
- ・「学校教育自己診断」については、府立学校は平成 14 年度末までに、府内公立小・中学校は平成 16 年度末までに全校が実施。「学校協議会」については、府立学校は平成 15 年度末までに全校が、府内公立小・中学校は平成 19 年 3 月時点で 87.4%が設置している状況。
- ・国においては、平成 20 年 1 月に「学校評価ガイドライン」が改訂。

国の動向も踏まえ、学校評価を学校経営の継続的な改善に結びつけることが課題。

イ 組織的な学校運営・校務の効率化

- ・平成 18 年に校長のリーダーシップ確立のための方策である「府立学校経営の支援について」や、学校組織の一体性を確立し、学校組織の機動力を高めることを目的とした「学校組織運営に関する指針」が取りまとめられたところ。
- ・府立学校においては、「スクールカラー サポートプラン（集中支援事業）」や、学校管理費における校長裁量枠を設けるなどの取組みが実施されてきた。
- ・人事面では、同じく府立学校において、准校長、首席、指導教諭の設置、公募制人事である「TRy システム」や「特得システム」等の取組みが進められてきた。（首席、指導教諭については、小・中学校にも設置。）

学校運営の核となる教職員の育成、各教職員の学校経営への参画意識の高揚、校長のリーダーシップ発揮のためのさらなる条件整備が課題。

ウ 学校をめぐる複雑化・深刻化した課題への対応

- ・専門家等を活用した心のケアシステムとして、中学校では、平成 13 年度から臨床心理士がスクールカウンセラーとして配置されてきており、平成 17 年度には政令市を除く全中学校に配置。高校においては、スクールカウンセリングスーパーバイザーを拠点校に配置。
- ・カウンセラーに対する児童・生徒、保護者、教員からの相談件数については、中学校、高校ともに 3 年連続で増加。
- ・近年、家庭の教育力の低下が指摘されるとともに、学校に対する保護者からの要望には、明らかに学校の責任の範疇外と思われるものも増えているという状

況も聞かれる。

- 課題に応じたチームによる総合的支援として、「学校経営支援チーム」「子ども支援チーム」「学校サポートチーム」が設置されており、状況に応じて、臨床心理士などの専門家や、校長OBなどの外部人材を活用して、学校を支援している。

心のケアシステムの充実に向けた、専門家等の活用の推進が課題。

また、外部人材の効果的な活用など、より機動的なチーム支援の充実が課題。

第Ⅲ章 これからの大阪の教育がめざす方向

これまでの取組みの成果を継承した上で、これまで培ってきた大阪の教育の伝統を活かしつつ、子どもの状況の変化や残された課題や新たに生じた課題に的確に対応していかなければならない。

これからの大阪の教育力をさらに充実させていくため、「5年後、10年後の社会状況及び大阪の姿」「大阪の教育力を高め、大阪の子どもをはぐくむ」「6つの重点事項」について示す。

1 5年後、10年後の社会状況及び大阪の姿

今後10年間に予想される社会変化について、中央教育審議会は次のように指摘している。

- 各国のグローバル化が一層進み、国際競争が更に激しさを増し、異文化との共生がより強く求められるようになる。
- 知識が基盤となる社会が本格的に到来し、知的・文化的価値に基づく「ソフトパワー」が国際的に一層重要な役割を果たす。
- 地球温暖化問題をはじめ、様々な環境問題が複雑化、深刻化し、環境面からの持続可能性への配慮が大きな課題となる。
- 産業構造のサービス化が更に進展し、非正規雇用の増大や成果主義・能力給賃金の導入などが更に進む中で、個人の職業能力の開発や、再挑戦の可能な社会システムの整備が一層重要な課題となる。
- 少子化の進行により、人口が減少し、若年者の割合が低下する一方で、人口の4人に1人が65歳以上という超高齢社会に突入する。
- 生活面では、個々の価値観やライフスタイルの多様化が一層進む。
- インターネットや携帯電話等を通じたコミュニケーションが更に進む一方で、その影の部分への対応も課題となる。
- ボランティア活動などを通じた社会貢献やコミュニティづくりへの意識が高まり、新たな社会参画が進展する。

- ・大阪府においても、人口は、平成17年～22年度にピークを迎えたあと減少傾向となり、10年間（H17年→27年）で約24万人減少（約880万人→約860万人）する見込み。
- ・公立中学校卒業者は、今後10年間（H17年→27年）は多少増減しながらも、ほぼ横ばいの見込み（約7万人）であるが、15歳未満の人口は、10年間（H17年→27年）で約20万人減少（約120万人⇒約100万人）し、一層少子化が進行する。

2 大阪の教育力を高め、大阪の子どもをはぐくむ

(1)大阪の教育力をさらに高めるための3つの観点

- ・大阪の教育の特性は「多様性」と「地域性」。その根底には、地域に根ざし、互いの違いを認め合いながら、ともに成長するという教育理念がある。
- ・この大阪らしさをさらに継承・発展させ、次の3つの観点から大阪の教育を充実させていくべき。

ア 地域に根ざす教育

- ・子どもは学校だけでなく、家庭や地域の中でも日々成長する。家庭や同級生以外の大人や子どもと幅広く交流し、関わりを持つことを通じて様々な能力を身に付ける。
- ・また、学校が地域とつながり、地域が学校を支えることによって相互の信頼が強化され、学校教育は充実する。
- ・これまで以上に学校・家庭・地域が一体となった取組みを進めていく必要がある。

イ 子ども一人ひとりの力を伸ばす教育

- ・障がいのある子どもをはじめ、一人ひとりの個性に応じてその力を最大限に伸ばすとともに、他者を大切にする気持ちや社会性を培い、心身ともに健康な体づくりをめざすことが重要。
- ・そのためには、多様な選択を可能にする教育内容と体制の確立や、教員の力量の向上が必要である。

ウ 未来に向けた志をはぐくむ教育

- ・子どもが自立して自らの進路を切り拓き、社会を支え、社会の形成者として、社会に貢献する力を育成することが重要。
- ・そのため、知・徳・体のバランスとともに、未来に向けた志や夢をはぐくむ教育を創造していくことが求められる。

(2)大阪の子どもたちにはぐくみたい「力」

- ・大阪では、歴史的にも進取の精神と、教育に熱心な人々の心意気が豊かな文化をはぐくみ、幾多の有為な人材を輩出してきた。
- ・大阪の子どもたちに、次のような「力」をはぐくみ、この大阪の次代を担い得る大人に育てていく必要がある。

○基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、学ぶ姿勢や学習習慣を身につけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動する力を養う。

○社会の形成者としての自覚と責任感を養い、公共のルールやマナーを守るなど、規範意識を身に付けさせるとともに、互いに助け合い、社会を支える態度をはぐくむ。

○生涯にわたって心身の健康を保ち、たくましく生きるため、基本的な生活習慣を身に付けさせ、体力を養う。

○豊かな職業観や勤労観を身に付けるとともに、将来の夢や目標を持ち、進路を自ら選択・決定する力や、チャレンジ精神をはぐくむ。

○生命と人権を尊重し、自分の大切さと共に他の人の大切さを認めあう、豊かな人間性をはぐくむ。

○自然や美への感性を磨き、自然を尊重する精神や、環境を大切にする態度を養う。

○我が国と郷土への誇りを持ち、大阪がはぐくんできた伝統と文化を尊重するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う。

3 6つの重点事項

(1)子どもたちの「確かな学力」をはぐくむ学校づくり

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われる。また、少子高齢化、高度情報化、国際化などが急速に進む中、社会保障のあり方や、環境問題への対応、所得格差の広がりなど様々な課題が生じている。

このような中、小・中学校の教育を通じ、義務教育段階において、児童・生徒一人ひとりに、自立して社会で生きていく力の基礎を育てることや、国家及び社会の形成者として必要な基本的資質を養うことは、極めて重要である。とりわけ、学力を身に付けることは、「知識基盤社会」において、児童・生徒が幸せになる礎となるものであり、その確実な定着を望むものである。

学力は、点数という見える学力だけでなく、見えない学力が重要であり、単純に点数をあげることに腐心する学力向上策は有効とは言えず、大切なのは、いかに、児童・生徒の意欲・関心・態度などの「根っこの学力」を育てるかである。平成18年の大阪府の「学力実態等調査」では、生徒が周りから受け入れられているという「自己受容感」も、学力を規定する要因の1つにあげている。

そのためには、学力向上に向けては、授業改善や学習習慣の定着等の取組みに加え、安心して学べる学校環境づくりや生徒指導・支援など学校としての総合的な取組みが必要である。

学校内の取組みに加えて、家庭、地域との連携、校種間の連携も欠くことができない。さらに、学校教育活動の活性化のためには、学校規模の適正化も望まれるところである。

ア 子どもたちに身に付けさせたい学力

- ・子どもたちは、国際化、科学技術や情報化の進展、少子高齢化など社会が大きく変化する中で学び、育ち、大人になっていく。
- ・その中で、必要な学力とは応用できる力、活用できる力である。したがって、読み、書き、計算といった基礎基本の確実な習得と、考える力、判断力、表現力を使って課題を解決する力にあわせ、自ら学ぶ態度・意欲が身に付くよう、総合的に取り組んでいくことが必要である。
- ・豊かな人間性や健康、体力も総じて「生きる力」としてとらえ、身に付けさせることが重要。

- ・また、ものづくりのまち大阪や人権教育に蓄積を持つ大阪において、大阪らしい学力をはぐくむ視点も重要。

イ 学力向上のための総合的な取組み

a 「確かな学力」をはぐくむ学校力の向上

- ・「確かな学力」を向上させるためには、教職員の組織的な指導のもと、加点主義的な考え方に基づいた学習指導、生徒指導、すべての子どもたちをエンパワーする学級・集団づくりが必要である。
- ・あわせて、落ち着いた学習環境を醸成するなど、総合的な取組みにより、学校の教育力である「学校力」を高める必要がある。

b 授業改善

- ・各学校においては、日々の授業の中で、子どもが互いに学びあい、高めあうなど、「自ら学ぶ態度」を育成することが重要である。
- ・さらに、少人数指導・習熟度別指導等の指導方法の一層の改善とあわせて、活用力等を高める授業改善に努める必要があり、学校全体で行う組織的、計画的な授業評価も重要である。
- ・高校においては、小・中学校での学習成果を踏まえ、多様化する生徒の状況等に対応した授業改善を行う必要がある。

c 学ぶ意欲の育成

- ・学力向上につなげるには、規律ある落ち着いた学習環境を醸成するとともに、子どもたちが支えあう学級づくり、集団づくりの観点が必要である。
- ・よく学ぶ、よく働くなど、自分らしく生きるという自己肯定感や職業観をはぐくむことができるよう、小学校段階からの子どもの発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育・進路指導の推進が必要である。

d 学ぶ態度を支える生徒指導・支援

- ・子ども自らが、仲間を支え合い、規律やルールを守る集団づくりに取り組んでいけるよう、自主性を伸ばす生徒指導に取り組む必要がある。
- ・中学校1年で急激に増加している暴力行為・いじめなどの問題行動や不登校等の課題に対応するため、小・中の連携、外部人材の活用、子ども自身の問題解決力の育成などに取り組む必要がある。
- ・インターネット及び携帯電話の普及による新たな課題に対して、児童・生徒が被害者にも加害者にもならないよう、啓発や子ども自身が対処できる力の育成などに取り組む必要がある。

e 読書習慣の育成

- ・平成19年度の「全国学力・学習状況調査」において、全国に比して大阪の子ども

もたちの日頃の読書量の少なさが明らかになり、そのことが読解力にも関連していると指摘されている。

- ・そのため、魅力ある学校図書館づくりを進めるとともに、「朝の読書」等の全校一斉の読書活動に取り組むなど、本に親しみやすい環境づくりを通して、子どもたちに無理なく読書習慣を身に付けさせる取組みを進めることが必要。

f 保・幼・小・中・高の連携

- ・子どもたちにとって校種間の段差をゆるやかにするとともに、子どもの発達段階を踏まえた質の高い教育内容の提供に努めるべき。そのため、教員や子どもの異なる校種間での様々な交流、連携を進めることが必要。

ウ 家庭、地域と連携した取組み

- ・「確かな学力」の基盤をなす基本的な生活習慣、規範意識、他人への思いやり等を培うため、学校・家庭・地域が協働して取組みを進めることが求められる。
- ・また、課題のある家庭状況が子どもの学力に大きく影響しているということも踏まえ、福祉的なアプローチも含めて、支援を要する家庭を支えていくことが大切であり、あわせて、義務教育段階から「親まなび」の機会の提供が有効。
- ・「なりたい大人像」と出会う機会を創出し、子どものチャレンジ精神や真摯な態度をはぐくむ取組みを進めるため、保護者や地域ボランティアなどの外部人材を積極的に活用することが求められる。

エ 学校の適正規模

- ・平成10年度の本審議会答申において、小学校は少なくとも1学年各2学級、中学校は同様に1学年各4学級程度の規模が望ましいとされた。今後、大阪府では15歳未満の人口の減少が予測されることから、地域の実情を踏まえた学校の適正規模を確保する必要がある。

(2) 「入れる学校」から「入りたい学校」「入ってよかった学校」となるための 府立高校のさらなる充実

高校進学率が 97%を上回り、生徒の実態や保護者のニーズが多様化する中、府立高校には、幅広いニーズに応える地域に根ざした学校として、また、就職や進学など多様な進路選択を実現するための機関として、ますます高い期待が寄せられている。

このような状況のもと、府立高校においては、すべての高校生に、将来、責任ある有為な社会人として自立していくために必要な基礎的・基本的な知識・技能、規範意識等を確実に身につけさせ、進路実現の力をはぐくむことが求められている。また、卓越性 (Excellence) と公平性 (Equity) をより高い水準で両立させることができるよう、各学校が一層の個性化を図り、それぞれの学校が、「入りたい学校」から、さらに、入学した生徒にとって「入ってよかった学校」となるよう、府立高校全体の教育の質の向上を図っていくことが必要である。

ア 特色づくり・再編整備の成果と課題を踏まえた府立高校の充実について

- ・再編整備対象校については、改革の進捗状況を点検・評価し、改革の理念の実現をめざしたさらなる取組みを進めていくことが求められる。
- ・再編整備対象校以外の学校については、地域性を活かした特色ある学校づくりを支援するなど、さらなる活性化を講じるとともに、平成 19 年度の通学区の改正を踏まえ、一層幅広い学校選択を可能とする施策について検討することが求められる。
- ・学校の適正規模については、スケールメリットを活かした部活動や学校行事の活性化、機動的な生徒指導体制の確立など、各学校の教育活動の充実・活性化の観点から、一定の弾力化が求められる。
- ・1 学年 8 学級を基準としている普通科については、6～10 学級程度と弾力的に運用することを検討する必要がある。
- ・一層幅広い学校選択を可能とする観点から、各通学区に特色ある専門学科や専門コース等をバランスよく整備するなどの施策について検討することが必要。
- ・入学者選抜制度についても、課題を検証し、選抜制度のあり方について検討を進めていくことが求められる。

イ 幅広い教育ニーズに応える学校づくり

- ・府立高校については、高校生としての基礎的な学力を保障し、多様な学習と幅

広い進路選択を可能とする特色づくりを一層進めることが求められ、特にエル・ハイスクール事業等の成果を踏まえ、次代をリードする人材の育成を図ることが重要。

- ・再編整備の対象となっていない普通科や、中途退学、不登校等の課題が集中している学校に対しては、教育条件の整備や支援を積極的に進める必要がある。
- ・今後、すべての普通科を含め、各学校の状況を踏まえた特色づくりの一層の定着と充実を図るため、学校自らが必要な取組みを企画・提案し、教育委員会が評価・支援していくことが必要。

また、成功事例を広く発信するなど、府立高校全体の向上につなげていくことが重要。

- ・中高一貫教育については、能勢地域における連携型の取組みが成果を上げており、今後、他の地域における展開についても検討することが望ましい。
- ・大学等高等教育機関との連携については、生徒の目的意識の高揚とともに、後期中等教育のさらなる深化と活性化を図り、高等教育との円滑な接続を進める観点からさらに推進するべき。

ウ 生徒の「自立・自己実現」の支援

- ・自己の生き方やあり方、社会人として自立していくために必要な基礎的・基本的な知識・技能、規範意識等を身に付けさせるため、すべての学校でキャリア教育の一層の推進を図ることが必要。
- ・高校は、知識・技能の習得を目的とする学びの場であるとともに、社会性や自尊感情、自己肯定感をはぐくむ場として、小・中学校や支援学校、福祉関係諸機関等との連携のもと、学校外の教育力の活用を図りながら、さまざまな支援を充実させる必要がある。
- ・また、職業観・勤労観を育成するための専門コースの設置等、さまざまな工夫を図ることが大切。
- ・通信制課程については、多様な学習機会を提供するという重要な役割があり、今後とも教育機会の提供に工夫することが求められる。

(3)障がいのある幼児・児童・生徒の自立を支援する教育のさらなる推進

近年、障がいのある幼児・児童・生徒の増加や障がいの重度・重複化、多様化など、障がいのある子どもを取り巻く状況は大きく変化している。

また、障がいのある幼児・児童・生徒が、将来、地域の学校や支援学校など、多様な選択肢の中でのびのびと学習できる環境の充実が求められており、これまで進めてきた「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進する必要がある。

障がいのある子どもが、将来、地域社会の中で自立し、生き活きと暮らしていくためには、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな指導や、生涯にわたって一貫した支援を行うことが求められており、「個に応じ、将来を見すえた教育」を一層推進していく必要がある。

支援教育の推進にあたっては、福祉や医療、労働等、関係機関と連携し、幼児期から卒業後までを見通した「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を策定し、効果的に活用するなど、就労をはじめ、障がいのある幼児・児童・生徒の社会的自立を支援する教育の充実が重要である。

ア 知的障がい支援学校等の教育環境の充実

- ・教育環境の整備については、150～200人程度の規模を大きく上回っている学校について、速やかな対応が求められる。
- ・施設整備にあたっては、現在の学校の施設規模を勘案しつつ、学習指導と学校運営の両面から、早期に対応すべき学校について適切に判断する必要がある。
- ・通学バスの運行に関しては、バスの増車や運行経路の見直し等、乗車時間の短縮のための対策が必要である。
- ・高等部生徒の卒業後における社会的自立を進めるためには、就職率が伸びていない要因を分析するとともに、社会のニーズや大阪の産業特性を踏まえ、地域や企業と連携したカリキュラム編成、職業コース・学科の設置等を進める必要がある。
- ・また、就職後においても、相談しやすい体制を整備することが求められる。
- ・就労を通じた社会的自立をめざす府立たまがわ高等支援学校については、生徒や保護者のニーズが高く、進路選択肢の多様化という観点からも、今後、高校の通学区域を踏まえるなど地域バランスを考慮しながら、このような学校を計画的に配置していくことが必要。

イ 知的障がいのある生徒の高校における学習機会の充実

- ・自立支援推進校や共生推進モデル校の取組みについては、社会性の向上や自立心の高まりなどの成果を上げているほか、志願倍率も高いことから、今後とも成果や課題を検証し、一層推進していくことが必要。
- ・共生推進教室については、国制度も有効に活用できることもあり、地域バランスを考慮するとともに、高校と支援学校との連携を図りながら一層の拡充を図るべき。

ウ 義務教育における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- ・すべての市町村で「ともに学び、ともに育つ」教育が今後とも一層推進されるよう、看護師や非常勤講師の配置などの充実が求められている。
- ・また、市町村においては、小・中学校での支援教育の現状やニーズを集約・分析し、必要に応じて支援学校が行う教育相談等に的確につないでいくことが重要。
- ・障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がともに学ぶことができるよう、支援学級の教室配置にも十分配慮し、児童・生徒の交流をより一層促進することが必要。
- ・また、すべての教員に対し支援教育に関する研修の充実を図るとともに、学校全体として「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に取り組むことが重要。

エ 府立支援学校のセンター的機能の発揮

- ・支援学校については、小・中学校、高校等からの要請に的確に応えられるよう、教員の専門性のさらなる向上や校内体制の整備・充実、地域支援にあたる教員が活動しやすい環境の充実が求められる。

オ 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実

- ・必要とされるすべての幼児・児童・生徒については、支援学校のみならず、小・中学校、高校等においても、幼児期から卒業後までを見通した個別の教育支援計画、個別の指導計画が策定され、効果的に活用されるべき。
- ・とりわけ個別の教育支援計画については、福祉や医療、労働等、関係機関と連携し、対象幼児・児童・生徒の成長に応じて随時必要な見直しを加え、進学や転学に際しても一貫性のある教育が適切に行われることが重要。
- ・小・中学校については、個別の教育支援計画の策定・活用状況が30%台にとどまっていることから、必要とされるすべての障がいのある児童・生徒について、早期に策定・活用されるよう、支援していくことが必要。

(4) 教員の力を最大限に引き出す仕組みづくり ～「教員の力」の向上～

「教育は人なり」と言われるように、教育は個々の教員の力に拠るところが大きいことから、大阪の教育力を高めるためには、教員の力の向上を図るとともに、その力が最大限に発揮されるような仕組みづくりが重要である。

現在の大阪府の公立学校の教員は、団塊の世代が高齢化し、50歳以上が半数を占めるような状況にあるが、今後の10年間を見通すと、教員の半分は新たな人材となり、校長や教頭といった管理職もそのほとんどが入れ替わり、年齢構成が大きく若返ることが見込まれている。

来る10年間は大阪の公立学校が新たな人材を得て、新しい学校づくりが始まる変革の時代である。大量採用が続く中でどのようにして熱意ある優秀な人材を確保していくのか、その前提として教員をめざす者を増やすにはどうすればいいのか。また、ベテラン教員がこれまでの教育活動の中で培ってきた豊富な経験を教職経験の少ない教員にどのように伝え指導育成していくのか。さらに、学校運営の中核となるミドルリーダーをどのように育てていくのか、新しい時代の学校を支える管理職にどのようなミッションを与えビジョンを担わせるのか、そのためのキャリア形成をどうするのかなど克服すべき課題は多い。

今後、大阪の教育がこの変革の時代を乗り切っていくためには、これまで大学が担っていた教員の養成段階に踏み込み、教員採用につなげ、その後の指導育成、キャリア形成に至る一貫したシステムの構築が必要であり、教育委員会としての果敢な取組みが求められている。

ア 経験の少ない教員の指導育成

- ・教員の大量退職・大量採用により、とりわけ経験の少ない教員に対する支援など、府教育センターの機能の強化が必要。
- ・学校におけるOJTや校内研修の体制づくりの充実を図るため、校長のリーダーシップ、首席や指導教諭の活用など、学校として組織的な取組みが必要。
- ・人事異動については、異動により教員のキャリア形成や能力向上が計画的に図られるような人事システムの構築が必要。そのため、教員の適性に配慮した適材適所の配置や、積極的な人事交流により多様な職場を経験することで教員の資質向上に結びつけるなどの取組みを進めるべき。

イ 将来を担う管理職の養成

- ・教員の年齢構成の変化により管理職候補者が大幅に減少するため、若い年齢層から管理職へ思い切った登用を図ることが必要。

- ・そのため、早い時期から将来の管理職候補者として必要な資質とスキルを育成していくことが重要。
- ・行政経験者を含む民間人の管理職登用についての仕組みは整備されているが、さらなる活用が必要。
- ・管理職に求められる資質やスキルを明確化したうえで、評価・育成システムを活用したり、管理職研修などに生かすことにより、管理職の資質や経営スキルの向上を図っていくことが重要。

ウ 熱意ある教員の確保

- ・熱意ある教員を採用するためには、教員採用選考についてさらなる工夫を積み重ねていくことが必要
- ・大阪の教育の魅力のPR、教員をめざす学生が、実践的指導力を身に付けるとともに教員としてのやりがいを感じてもらえるような方策を講じることが重要。
- ・そのため、教員をめざす学生を対象とした教員養成講座の開設など、大学教育への影響に配慮しつつも、意欲的な学生を採用試験受験に結びつける取組みをさらに進めるべき。
- ・一旦教職を離れた人が再び教職に戻りやすいような工夫も必要。
- ・大阪府における教員の年齢構成の不均衡は著しく、従来から実施している社会人経験者や現職教諭を対象とした選考などのさらなる活用に努めるとともに、教員採用選考の一層の工夫を行なうことにより、可能な限り年齢構成の是正に努めるべき。

エ 授業力の向上

- ・授業力は、子どもたちに「確かな学力」を身に付けさせるためにも、教員に求められる最も基幹的な資質・能力。
- ・授業力を向上させるため、学校は子どもたちの実態を踏まえつつ、はぐくみたい力・身に付けさせたい力を明確に学校の教育目標に位置づけ、組織的に取り組むことが必要。
- ・その際、校長のリーダーシップのもと、日々の教育活動の中で教員がお互いに授業力を高めあうことが大切。
- ・指導教諭を活用することや、学校教育目標に沿った授業評価軸を確立し、学校運営改善の一環として「授業評価システム」を構築していくことが必要。

オ 指導が不適切な教員の対応

- ・指導が不適切な教員は必要に応じ速やかに学校現場からはずすべき。

- ・校長が逡巡せず毅然と決断することが必要。
- ・そのためには教育委員会からの校長に対する支援方策を構築することが不可欠。
- ・指導が不適切な教員については指導改善研修を実施するとともに、研修終了後においてもなお指導が不適切と認定される教員については、分限免職などの対応も可能となっていることから、教育委員会として厳格に対応していくべき。

カ 「がんばっている」教員の応援

- ・評価・育成システムの本来の目的は、教職員の資質・能力の向上と学校の活性化であり、「がんばっている」教員の応援にも資するもの。
- ・学校の組織目標を踏まえて教員の自己目標を設定させることが重要であり、評価・育成システム等を有効に活用し、「がんばっている」教員の応援方策を講じていくべき。

(5) 地域とつながり信頼される学校づくり ～「チームの力」の向上～

大阪の子どもたちの「学び」と「はぐくみ」を支援するために、家庭や地域はもとより、関係機関や専門家と協働し、支えあい、信頼される学校づくりが不可欠である。

学校がさまざまな大人たちの努力が交響する場となるためには、まず学校自身が自律的な組織として自立しなければならない。

そのためには、それぞれの学校において自らの使命とビジョンを明確に掲げ、教育活動を充実させる校長の経営力向上が重要であり、校長と志を共有した教職員が、互いに高めながら研鑽しあい、子どもと向き合う時間を確保しつつ教員がその力を最大限に発揮できるよう、学校課題を克服する校内のチーム力の向上が求められる。

また、「学校教育自己診断」や「学校協議会」を、組織の課題を自己点検するための教育のPDCAサイクルの要素としてさらに発展させ、「大阪版学校評価」を完成させるとともに、困難な課題の解決に向け、外部人材との連携や、課題に即応したチームによる支援方策を確立すべきである。

ア 信頼され、地域に根ざした学校づくり

- ・学校が地域に信頼され、地域の子どもの「学び」と「はぐくみ」を支援する拠点となるためには、保護者や地域の住民が学校の教育活動について十分に理解を深めるとともに、その意見が十分に反映されることが重要。
- ・そのため、学校は、ビジョンや教育目標を明確に示し、自己評価、外部評価をさらに進め、学校運営の改善につなげるとともに、学校の情報を効果的に発信して広く伝えていくことも必要。
- ・また、学校は、保護者はもちろんのこと、教育委員会や行政機関、企業や地域住民と教育活動を通じて連携し、学校を核として地域が結びつき、活性化するような取組みを進める必要。

イ 学校の組織的な運営と自立的取組みの支援

- ・学校が組織的に機能していくためには、学校組織として、教育目標を掲げ、その実現に努めることが必要。
- ・そのためには、校長の適切なリーダーシップのもと、首席や指導教諭の活用、ミドルリーダーの育成方策、教員の学校組織運営への参画意欲を高めていくことが必要。
- ・具体的には、「学校教育自己診断」と「学校協議会」を関連させながら進めて

きた「大阪版学校評価」をさらに充実するとともに、府教育委員会が行う様々なチーム支援と連動させながら、学校運営の改善と発展を図ることが必要。

- ・また、校長が学校経営ビジョンを持ち、リーダーシップを発揮しながら、教員とともに教育目標の実現に取り組めるよう、府教育委員会は予算や人材を確保するなど自立的取組みを支援する環境整備も必要。

ウ 専門家等を活用した心のケアシステム

- ・生活指導上の課題に対応するため、教員が主体的に取り組むとともに、専門家等の外部人材を有効に活用した児童・生徒及び保護者に対する支援を充実させることが重要。
- ・そのため、未然防止の観点も踏まえ、臨床心理士・社会福祉士・弁護士・精神科医等の専門家及び関係諸機関と学校との円滑かつ有効な連携(ネットワーク)と協働(コラボレーション)による、心のケアのためのシステムと教育相談体制の一層の充実が必要。

エ チームによる支援

- ・学校経営、学校のみでは解決が困難な事象、及び、いじめ・不登校・暴力行為等の諸課題に対しては、専門性を有する外部人材、関係諸機関等と教育委員会が連携したチームによる学校への支援が効果的であり、その一層の充実が必要。

オ 校務の効率化

- ・教職員が子どもと向き合う時間を確保するため、IT機器を活用した情報の共有化等を一層進めるなど、校務を効率化していく必要がある。

(6)子どもたちの志や夢をはぐくむ教育の推進

都市化、少子化の進展や社会が成熟化する中で、家庭の教育力が低下し、地域のつながりも希薄化してきたことが指摘されている。また、公共のルールやマナーを守らない大人の増加や、モラルの低下を懸念する声があり、社会を構成する個人一人ひとりに、自ら果たすべき責任の自覚や正義感、志などが欠けるようになってきているのではないかと懸念する意見もある。

同様に、子どもたちの規範意識の低下や、社会への関心の低さも指摘されている。

個人が充実した人生を送るためにも、よりよい社会を築くためにも、一人ひとりが公共の精神を自覚し、今後の社会の在り方について考え、主体的に行動することが、これまで以上に求められている。そのためには、子どもたちが夢を持ち、次の社会を創っていくという気概と志をはぐくむ教育を推進することが重要である。

ア 道徳教育を通じた取組み

- ・社会全体で子どもたちの志や夢をはぐくむ教育を推進するため、道徳教育などを通じ、自他の命を大切にすることや豊かな情操、規範意識、公共の精神などとともに、夢や理想の実現に向かって生きる力を一層はぐくむことが求められる。
- ・子どもが将来自立した大人として生きていく力を身につけるため、キャリア教育と関連させながら、人間関係形成力や情報活用力、将来設計力、意志決定力などの力や、社会人・職業人としての基礎的な態度・資質の育成が必要。
- ・体験活動については、他者に対する思いやりや、自然に対する畏敬の念をはぐくむという点で極めて重要であり、子どもたちが夢や憧れを持つ大人と出会い、今の自分の生き方を考え、人としての生き方を学ぶ取組みも必要。

イ 子どもの成長過程に応じた取組みの充実

- ・小学校中学年までの幼児・児童については、体験活動等を通して、人として生きるための善悪の判断やルールを守ることの大切さを指導することが重要。
- ・小学校高学年や中学校においては、児童・生徒自らが学校や学級のルールを作り、そのルールを守るといった自主的・主体的な姿勢をはぐくむとともに、学校があいさつ、時間厳守など、重点的な目標を決め、「押し付け」や「減点方式」ではなく「加点方式」による指導の徹底を図ることが有効。
- ・高校においては、小・中学校における教育の基礎の上に立ち、近い将来に社会人として自立していく段階であることを十分認識し、生徒が規範意識やマナー

を身に付け、「確かな学力」を基盤として、社会の構成員としての義務を果たすとともに、自らより良い社会をつくろうとする態度を身に付けるなど、志や夢をはぐくむ教育を系統的に推進することが必要。

- ・ 基本的な生活習慣の定着や、豊かな情操をはぐくむためには、家庭の教育力の向上が不可欠。将来の親となる児童・生徒に対する「親まなび」の機会の提供が有効。

ウ 読書活動の一層の充実

- ・ 子どもたちが読書に親しみ、読書が好きになるためには、幼少時からの体験が重要である。小さい頃から発達段階に応じて子どもたちの心に響き、自分自身の生き方を考える読書を推進すべき。
- ・ そのため、学校での一斉読書の取組みなど、子どもたちが読書の楽しさと出会う機会を設定することが重要。
- ・ また、学校と公共図書館や地域（ボランティア）との連携の観点が不可欠。

エ 社会全体での取組み

- ・ 生命の大切さ、他の人を思いやる心、規範意識など、子どもたちが身に付けてほしい「こころ」をはぐくむため、私たち大人に対しても意識改革を促すような、効果的な啓発活動の充実などが必要。

まとめ

- ・教育は「国家百年の計」。同じく、将来の大阪を担う子どもたちの教育は「大阪創造百年の計」。たとえ財政難の中にあっても、今の子どもたちへ必要な投資を行うことは、必ず実を結び、大阪の貴重な財産となる。逆に、今必要な投資を怠ることは、大阪の未来に負債を残すことにつながる。このことは、歴史が証明していることでもある。
- ・学校教育審議会として「これからの大阪の教育がめざす方向について」答申するにあたり、教育の重要性を改めて強く表明するとともに、ここに答申として取りまとめた内容を十分に踏まえ、今後、府教育委員会において、新たな「大阪の教育ビジョン」（仮称）策定を進められ、これまでの大阪の教育の継承・発展に真摯に取り組まれることを切に望む。

[巻末参考資料]

- ・第 I 章に係る関連資料
- ・用語解説
- ・教育改革プログラムの取組みについて
- ・「府立高等学校特色づくり・再編整備計画」にもとづく高校改革の進捗並びに検証状況について
- ・審議会開催の記録
- ・委員名簿